

石川県緊急事態宣言

新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延を受け、4月7日に国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態を7都府県に宣言しました。

本県においても、2月21日に初めての感染者が確認されて以来、検査・医療体制の強化・充実をはじめ、県立学校の一斉臨時休校、県主催イベントの延期・中止、県有施設の休館・休園、県民の皆様への不要不急の外出自粛や他県との往来自粛の要請など、あらゆる対策を講じてきました。

しかしながら、県内においても、4月に入り、いわゆるクラスター（患者集団）と言わざるを得ない事例が3件確認され、感染者数は3月末の13人から、10日には92人と急増し、現時点で100人を超えるなど、事態が急激に変化し、これまでにない局面を迎えています。

こうした中、現在、県内医療関係者においては、懸命な努力を行っていただいておりますが、感染のリスクが高い環境の下、緊張状態が続いており、疲労が蓄積されていると聞いています。

感染者が今後も増加し、医療に従事される方にさらに負担をかける状態が続けば、通常の医療にも影響するなど、地域医療が危機的な状況に陥りかねません。

県民の皆様の健康や生命、安全で安心な社会を守るためには、改めて危機感を共有し、行政だけでなく、県民の皆様や企業の皆様など社会全体が一致団結し、この難局に当たっていかなければなりません。

このため、感染拡大の防止に向けた県の取り組みはもとより、県民の皆様一人ひとりが「感染を拡げない」とのしっかりとした自覚を持ち、日常生活の過ごし方を見直していただくことが不可欠であります。このことから5月6日までを対象期間として石川県緊急事態を宣言いたします。

- 県民の皆様には、日常生活において、3つの条件（①密閉、②密集、③密接（互い手を伸ばしたら手が届く距離（2 m）での会話や発声））が同時に重なる場を徹底的に回避するようお願いいたします。
- 人との接触をできるだけ避けるため、不要不急の外出自粛を徹底するようお願いいたします。
- 特に、バー、ナイトクラブなど、繁華街の接客を伴う飲食店等については、出入りの自粛を強くお願いいたします。
- 出張を含めて県外への不要不急の往来は自粛を徹底するようお願いいたします。
- さらに、県外からの来訪についても、できる限り自粛をお願いいたします。
- 事業者においては、公共交通機関で出勤する社員の時差出勤、在宅勤務などの取り組みをより一層推進するようお願いいたします。
- 手洗いや咳エチケットといった基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。
- 発熱等の風邪の症状がある場合は出勤等も含め、外出を控えるとともに、病院への通院などやむを得ず外出する場合には、マスクの着用など感染防止策の徹底をお願いいたします。
- 感染者の方やその家族に対する差別や偏見につながる行動は厳に慎むなど、引き続き、冷静な行動をお願いいたします。

石川県緊急事態宣言

新型コロナウイルス感染症の県内の発生状況

- 4月に入り**感染者が急速に拡大**

→感染者(累計) 3/31: 13人→4/12: 113人

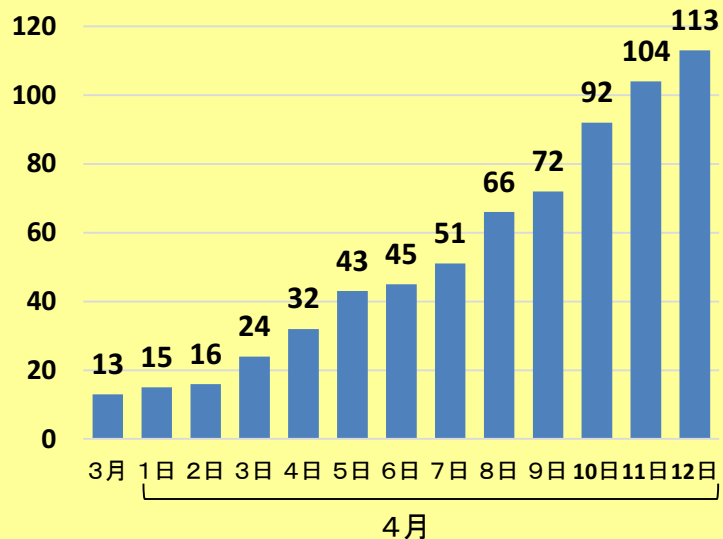
- 4月11日には**100人を超えた**

- 県内で**3件のクラスター**
(患者集団)が発生

→感染者全体の**約1/3**を占める

地域医療の危機的な状況が懸念

(人) 感染者の推移(累計)



石川県緊急事態宣言

**「接触」を徹底的に回避するため、
日常生活の過ごし方の見直しをお願いします**

- **3つの条件（①密閉、②密集、③密接（互いに手を伸ばしたら届く距離（2m）での会話や発声））が同時に重なる場を徹底的に回避**
- **不要不急の外出自粛の徹底**
- **特に、バー、ナイトクラブなど繁華街の接客を伴う飲食店等については、出入りを強く自粛**
- **出張を含めて県外への不要不急の往来の自粛の徹底**
- **県外からの不要不急の来訪の自粛**
- **事業者においては、公共交通機関で出勤する社員の時差出勤、在宅勤務などの取り組みをより一層推進**

石川県緊急事態宣言

日常生活での感染予防の徹底をお願いします

- **手洗いや咳エチケット**といった基本的な対策の徹底
- **発熱等の風邪の症状**がある場合は出勤等も含め、**外出を控えること**

風評被害の防止など、冷静な行動をお願いします

- **感染者の方やその家族に対する差別や偏見につながる行動**は厳に慎むなど、引き続き、**冷静な行動**

中小企業の事業継続に対する支援

新型コロナウイルス感染症特別融資のリニューアル

事業者にとってより有利となるように要件を緩和し、
融資枠を大幅に増額し、過去最大規模を準備

	新型コロナウイルス感染症特別融資（限度額8千万円）		
		3千万円分 （国の支援を活用）	3千万円以上分 （県の独自制度）
期 間	10年（3年） →10年（5年）	—	—
売上減少 要 件	直近2週間～1か月 20%減	—	—
利 率	1.00%	無利子（当初3年間） ※以降は1.00%	1.00%
保 証 料	免除（全期間）	免除（全期間）	免除（全期間）

〔（認定状況）幅広い業種から申請があり、約200件を認定 3月下旬から増加傾向が顕著〕

中小企業の事業継続に対する支援

雇用調整助成金の活用

雇用を維持するための助成金の特例措置拡充、及び申請手続きを大幅に簡略化

○特例措置を拡充

- ・ 対象：雇用保険被保険者が対象 → **雇用保険被保険者でない者も対象**
- ・ 補助率：中小企業 2/3、大企業 1/2 → **中小企業4/5、大企業2/3**
1人も解雇しない場合は **リーマン並**
中小企業9/10、大企業3/4に引き上げ
- ・ 売上等減少要件：1か月10%以上 → **1か月5%以上低下に緩和**
- ・ 教育訓練加算額：1,200円 → **中小企業2,400円、大企業1,800円**

○申請手続きについて簡素化

- ・ **記載事項を5割削減、記載事項の大幅な簡素化、添付書類の削減、計画届は事後提出可能など**

※期間：令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用。

石川県緊急事態宣言

(対象期間：5月6日まで)

皆様1人ひとりが感染を拡げないとの自覚を持ち、
日常生活の過ごし方を見直されるよう、ご協力をお願
いいたします